

## 見積一覧表

|  |  |                  |       |
|--|--|------------------|-------|
| 契約の方法  | 随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当）                   |                  |       |
| 当該業者を選定した理由  | 上記が第1号（少額随意契約）以外の場合に記載すること。<br>別紙に記載             |                  |       |
| 業務番号   | 公園業第42号  | 発注担当課            | 公園管理課 |
| 業務名  | 芦野公園桜松橋改修工事監理業務                                  |                  |       |
| 業務場所<br>（対象地域）   | 五所川原市金木町芦野 地内（芦野公園内）                             |                  |       |
| 履行期限又は履行期間   | 平成30年3月30日                                       |                  |       |
| 業務概要   | 芦野公園桜松橋改修工事にかかる監理業務一式<br><br>工事監督業務、協議打合せ、材料検査ほか |                  |       |
| 見積依頼業者   | 見積書記載金額（円）                                       | 摘要               |       |
| 株式会社 キタコン  | 4,400,000  | 決定（税込4,752,000-） |       |
| <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%; transform: rotate(-45deg); opacity: 0.5;"></div> |  |                  |       |
| 備考   |  |                  |       |
| 見積額（契約額）は、見積書記載金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）である。                                  |  |                  |       |

## 随意契約理由書

- 1 業務名 芦野公園桜松橋改修工事監理業務
- 2 業務場所 五所川原市金木町芦野 地内
- 3 契約の相手方 株式会社 キタコン
- 4 随意契約適用法令 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号  
(その性質又は目的が競争入札に適さないもの)
- 5 随意契約の理由

芦野公園桜松橋（吊橋）の各部位等老朽化による橋落下の可能性が生じたため、平成27年度中に通行を制限し、平成28年度に調査・設計業務を株式会社キタコンと契約締結を実施したものである。

今回、芦野公園桜松橋改修工事にあたり、その工事監理業務について委託するものであるが、株式会社キタコンは芦野公園桜松橋の調査・設計業務において誠実に履行し、知識と資料を十分に有している。設計内容を熟知し設計意図を正確に施工者に伝え、工事に反映させるためには、調査・設計業務受注者である株式会社キタコンと契約し工事を履行することが最適と考える。

よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、株式会社キタコンより見積書を徴取し、予定価格以内で契約を締結するものである。

また、調査・設計業務受注者と工事監理業務受注者が別となる際には設計意図伝達業務の委託が必要となるが、今回は同一業者での契約を見込むため、設計意図伝達業務委託を要さず、工事監理業務総額として安価に進めることが可能となる。